

外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱

制定 平成28年10月11日付け28生産第1073号

農林水産事務次官依命通知

改正 平成30年2月1日付け29生産第1880号

(通則)

第1 外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28生産第1074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、国産農林水産物を取り扱う外食・中食・加工業者等を対象に、国産農林水産物を活用した新商品の開発、製造等を可能とする製造加工技術の開発等の取組を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体（実施要綱第2の事業実施主体をいう。以下同じ。）が行う外食産業等と連携した需要拡大対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1から5までの事業の相互間並びに同表の経費欄の1及び2に掲げる経費の相互間で流用してはならない。

(申請手続)

第5 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第9 事業実施主体は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定により、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出しなければならない。

(概算払請求)

第13 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定による財務大臣との協議が調った日以降とする。

（状況報告）

第14 事業実施主体は、適正化法第12条の規定による報告について、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期終了後の翌月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、大臣は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第15 交付規則第6条第1項に規定する実績報告書は別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施主体は、前項の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施主体は、第1項の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16 大臣は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を事業実施主体に命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第17 大臣は、第10第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若し

くは指示に違反した場合

- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。この場合において、同規定中「補助金」とあるのは、「第17第2項の規定による補助金の返還及び第17第3項の規定による加算金の納付」と読み替えるものとする。

(財産の管理等)

- 第18 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第20 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について交付規則第3条第4号の規定に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(報告)

- 第21 事業実施主体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、当分の間

別記様式第10号により、補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに大臣に報告するものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第22 事業実施主体は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則(平成28年10月11日付け28生産第1073号)

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成30年2月1日付け29生産第1880号)

- 1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例によることとする。

別表（第3、4、10、11関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 外食産業等 と連携した農 産物の需要拡 大対策事業	1 生産者と外食・加工業者等との 連携体制の構築等に要する経費 (1) 全国推進会議の開催に要する経費 (2) 外食・加工業者等の公募選 考会の開催に要する経費 (3) 生産者等と外食・加工業者 等とのマッチング会等の開 催に要する経費 (4) 新商品の開発等のための専 門家による助言及び指導に 要する経費 (5) 試作品の試食会、商談会等 の開催に要する経費	定額	1 経費欄に掲げる1 の(1)から(5) までの経費の相互間 における経費の30% を超える増減 2 経費欄に掲げる2 の(1)から(5) までの経費の相互間 における経費の30% を超える増減 3 経費欄に掲げる2 の(1)から(5) までの経費中の補助 率が異なる経費の相 互間における流用	1 事業実施主体の名 称の変更 2 事業の追加、中止 又は廃止 3 総事業費の30%を 超える増又は国庫補 助金の増 4 総事業費又は国庫 補助金の30%を超え る減
	2 外食・加工業者等による新商 品の開発等に要する経費 (1) 新商品の開発・試作に要す る経費 (2) 新商品の製造等に必要な機 械の開発及び改良等に要する 経費 (3) 試作品のプロモーションに 要する経費 (4) 原料原産地表示に要する経 費 ア 新商品の原料原産地表示 に向けた検討会の開催に要 する経費 イ 新商品の原料原産地表示 に必要な機器のリース導入 に要する経費 (5) 情報の発信に要する経費	定額 1/2以内 定額 定額 1/2以内 定額		
2 外食産業等 と連携した畜 産物の需要拡 大対策事業	1 技術・機械開発等推進事業に 要する経費 (1) 全国推進会議の開催に要す る経費 (2) 外食・加工業者等の公募選 考会の開催に要する経費 (3) 畜産経営体等と外食・加工 業者等とのマッチング会の開 催に要する経費 (4) 技術及び機械の開発のため の専門家による助言及び指導 に要する経費	定額	1 経費欄に掲げる1 の(1)から(4) までの経費の相互間 における経費の30% を超える増減 2 経費欄に掲げる2 の(1)から(4) までの経費の相互間 における経費の30% を超える増減 3 経費欄に掲げる2 の(1)から(4) までの経費中の補助 率が異なる経費の相 互間における流用	1 事業実施主体の名 称の変更 2 事業の追加、中止 又は廃止 3 総事業費の30%を 超える増又は国庫補 助金の増 4 総事業費又は国庫 補助金の30%を超え る減
	2 技術・機械開発等実証事業に 要する経費 (1) 検討会の開催に要する経費 (2) 市場調査の実施に要する経 費 (3) 技術・機械等の開発等に要 する経費 (4) 試食会の開催等に要する経	定額 定額 1/2以内 定額		

	向け新商品の開発等に要する経費 (1) 輸向け新商品の開発・試作に要する経費 (2) 試作品のプロモーションに要する経費			
--	--	--	--	--

別記様式第1号（第5関係）

平成〇〇年度外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業実施計画承認があった外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業を実施したいので、外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

区 分	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

(注) 備考欄には仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(記載要領)

- 承認された計画書の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。
 - 定款、規約等及び収支予算書（又は収支決算書）
 - 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
 - その他交付決定者が必要とする資料

別記様式第2号（第9第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

平成〇〇年度外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱第10の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止又は廃止承認申請書」と、「変更」を「中止又は廃止」と置き換えること。

別記様式第4号（第13関係）

平成〇〇年度外食産業等と連携した〇〇〇〇の需要拡大対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった外食産業等と連携した〇〇〇〇の需要拡大対策事業について、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号（第14関係）

平成〇〇年度外食産業等と連携した〇〇〇〇の需要拡大対策事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった外食産業等と連携した〇〇〇〇の需要拡大対策事業について、外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		平成〇年〇月〇日 までに完了したもの		平成〇年〇月〇日 までに実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

平成〇〇年度外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業補助金概算払請求書兼
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった
外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業について、外食産業等と連携した需要拡
大対策事業補助金交付要綱第14の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月末日現在における遂行
状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

区分	補助 事業に要 する 経費	(A) 国庫 補助 金	(B) 既受領額		遂行状 況報告	(C) 今回請求額		A - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来 高		金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第7号（第15第1項関係）

平成〇〇年度外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業について、交付決定通知の内容に従って実施したので、外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱第15第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

農林水産物・食品輸出対策事業費補助金 〇〇〇円

（要領）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には次の書類を添付すること。
 - （1）支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、専門員等設置費、入札業務等実施費及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写しを添付すること。
 - （2）外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第8号（第15第3項関係）

平成〇〇年度外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定の通知のあった外食産業等と連携した〇〇〇の需要拡大対策事業補助金について、外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

〔（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。〕

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。〕

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号（第21関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額		千円 (A)	
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円 (B)
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合		% (B/A)	

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三

者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料・通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第9号（第20第3項関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

事業実施年度		平成	年度	農林水産省所管補助金名												
設備等 設 備 名	事 業			内 容		工 期		経 費		配 分		処分制 耐用年数		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	設備区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	設備等費	負担金	区分	分	耐用年数	処分制 耐用年数	承認年月日	処分の 内 容	

- (注) 1 設備区分欄には、購入、改良、リースを記入すること。
2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
5 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。